

名古屋市公報	平成30年 2月 7日 第1244号	
	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 発行所 名古屋市役所 電話〔052〕972-2246 編集兼 名古屋市総務局法制課長 発行人	

目	次	ページ
規 則		
○ 地方公営企業法第39条第 2項の規定に基づき市長が定める職 に関する規則の一部を改正する規則	(総務・給与課) (第3号)	5
○ 名古屋市市税条例施行細則の一部を改正する規則	(財政・税制課) (第4号)	6
○ 名古屋市営路外駐車場条例施行細則の一部を改正する規則	(住都・総務課) (第5号)	10
○ 名古屋市営住宅条例の一部を改正する条例の一部の施行期日 を定める規則	(住都・総務課) (第6号)	14
○ 名古屋市営住宅条例施行細則の一部を改正する規則	(住都・総務課) (第7号)	15
告 示		
○ 市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づ く措置管理区域の指定の解除について	(環境・地域環境対策課) (第53号)	20
○ 環境影響評価方法書について	(環境・地域環境対策課) (第54号)	22
○ 自転車等放置禁止区域の変更	(緑土・自転車利用課) (第55号)	25
○ 市営住宅入居希望者の公募及び入居者決定の抽せん	(住都・住宅管理課) (第56号)	27
○ 道路に関する告示	(緑土・道路利活用課) (第57号)	35
教 育 委 員 会 告 示		
○ 教育委員会定例会の開催について	(第2号)	40
病 院 局 管 理 規 程		
○ 名古屋市立東部医療センター病院処務規程の一部改正	(第2号)	41
○ 名古屋市病院局職員の宿日直手当に関する規程の一部改正	(第3号)	42
○ 名古屋市病院局職員の特殊勤務手当に関する規程の一部改正	(第4号)	43
○ 名古屋市病院局職員の勤務時間の特例等に関する規程の一部 改正	(第5号)	44
○ 名古屋市病院局職員の給与に関する規程の一部改正	(第6号)	45
公 告		
○ 名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定公告	(上下水・営業課)	46

○ 名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の廃止公告	
(上下水・営業課)	47
○ 名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の指定公告	
(上下水・営業課)	48
○ 名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の廃止公告	
(上下水・営業課)	49
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の 公告	50

規 則 の あ ら ま し

- 地方公営企業法第39条第 2項の規定に基づき市長が定める職に関する規則の一部を改正する規則（第 3号）
 - 1 改正内容
組織改正に伴い、規定の整備を行います。（本則関係）
 - 2 施行期日
平成30年 2月 1日から施行します。

- 名古屋市市税条例施行細則の一部を改正する規則（第 4号）
 - 1 改正内容
 - (1) 地方税法（昭和25年法律第 226号）及び国税通則法（昭和37年法律第 66号）の一部改正により犯則調査手続の見直しが行われたことに伴い、規定の整備を行います。（第28条から第31条、第 1号様式（その 1）及び第 1号様式（その 3）関係）
 - (2) その他様式を改正します。（第62号様式及び第62号様式の 4関係）
 - 2 施行期日
平成30年 4月 1日から施行します。ただし、一部の規定は、公布の日から施行します。

- 名古屋市営路外駐車場条例施行細則の一部を改正する規則（第 5号）
 - 1 改正内容
 - (1) 名古屋市営久屋駐車場の使用料の見直し等に伴い、規定の整備等を行います。（第 3条、第 1号様式及び第 2号様式関係）
 - (2) その他規定の整理を行います。（第 3号様式及び第 4号様式関係）
 - 2 施行期日等
 - (1) 平成30年 4月 1日から施行します。
 - (2) 回数駐車券及び定期駐車券の発行その他の行為は、公布の日から行うことができることとします。

- 名古屋市営住宅条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則（第 6号）

1 内容

名古屋市営住宅条例の一部を改正する条例（平成29年名古屋市条例第21号）の一部の施行期日を定めるものです。

	名称	所在地	施行期日
用途廃止	シティ・ライフ 星ヶ丘	千種区星が丘山手	平成30年 2月 1日

- 名古屋市営住宅条例施行細則の一部を改正する規則（第 7号）

1 改正内容

市営住宅の用途廃止等に伴い、名古屋市営住宅条例施行細則（平成 9年名古屋市規則第 114号）中別表を改正するものです。

2 施行期日

平成30年 2月 1日から施行します。ただし、市営住宅に付随する駐車場の公用開始に係る入居手続等に関する規定は公布の日から、別表第 3 1 公営住宅に付随する駐車場の表の改正規定中大生荘の項を改める部分は同年 4月 1日から施行します。

地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき市長が定める職に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 1 月30日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第3号

地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき市長が定める職に関する規則の一部を改正する規則

地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき市長が定める職に関する規則（昭和40年名古屋市規則第91号）の一部を次のように改正する。

第6号中「及び陽子線治療センター」を「、陽子線治療センター及び救命救急センター」に改める。

附 則

この規則は、平成30年2月1日から施行する。

名古屋市市税条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 1 月30日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第 4 号

名古屋市市税条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市市税条例施行細則（昭和31年名古屋市規則第39号）の一部を次のように改正する。

第28条第1項中「質問、検査、領置、搜索若しくは差押（以下「犯則事件の調査等」という。）及び証ひょう収集その他の職務」を「出頭の求め、質問、検査、領置、臨検、搜索、差押え、記録命令付差押え、証拠となると認められるものの集取その他の職務（以下「犯則事件の調査」という。）」に改め、同条第2項中「犯則事件の調査等及び証ひょう収集」を「犯則事件の調査」に改め、同項ただし書を次のように改める。

ただし、犯則事件の調査をするため必要があるときは、他の市税事務所の所管区域内においてその職務を執行することができる。

第29条第1項中「収集した証ひょう」を「集取した証拠」に、「証ひょうである場合において」を「証拠であるとき」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 同一の犯則事件が2以上の場所において発見されたときは、各発見地において集取された証拠は、最初の発見地を所管する市税事務所の市税事務所検税吏員に引き継がなければならない。ただし、その証拠が重要な犯則事件の証拠であるときは、本庁検税吏員に引き継がなければならない。

第30条の見出しを「（犯則事件の調査に基づきとるべき措置）」に改め、同条第1項中「犯則事件の調査等」を「犯則事件の調査」に改める。

第31条第1項中「犯則事件の調査等」を「犯則事件の調査」に改め、同条第2項中「調査等」を「犯則事件の調査」に改める。

第32条第2項中「第255条の3第1項」を「第255条の3」に改める。

第33条第62号中「耐震基準適合住宅に係る固定資産税減額申告書」を「（特定）耐震基準適合住宅に係る固定資産税減額申告書」に改め、同条第62号の4中「熱損失防止改修（省エネルギー改修）住宅に係る固定資産税減額申告書」を「（特定）熱損失防止改修（省エネルギー改修）住宅に係る固定資産税減額申告書」に改める。

第1号様式（その1）及び第1号様式（その3）中「質問、検査、領置、臨検、搜索又は差押え」を「出頭の求め、質問、検査、領置、臨検、搜索、差押え、記録命令付差押えその他の職務」に改める。

第22号様式の2中「第255条の3第1項」を「第255条の3」に、「同法同条同項」を「同条」に改める。

第62号様式中「耐震基準適合住宅に係る固定資産税減額申告書」を「（特定）耐震基準適合住宅に係る固定資産税減額申告書」に、「地方税法附則第 条第 項」を「地方税法附則第 条第 項（耐震基準適合住宅）」に、
「地方税法附則第 条第 項（特定耐震基準適合住宅）」

1 固定資産税減額証明書

2 住宅性能評価書

（1又は2のいずれかを添付してください。）

を

「

耐震基準適合住宅	☐ 住宅耐震改修証明書 ☐ 増改築等工事証明書 ☐ 建設住宅性能評価書の写し
特定耐震基準適合住宅	☐ 長期優良住宅建築等計画の認定通知書の写し ☐ 長期優良住宅建築等計画の変更認定通知書の写し ☐ 認定計画実施者の地位の承継に係る承認通知書の写し ☐ 増改築等工事証明書

に改める。

」

第62号様式の4中「熱損失防止改修（省エネルギー改修）住宅に係る固定資産税減額申告書」を「（特定）熱損失防止改修（省エネルギー改修）住宅に係る固定資産税減額申告書」に、
 「地方税法附則第 条第 項（区分所有家屋以外
 の家屋）
 地方税法附則第 条第 項（区分所有家屋）

「地方税法附則第 条第 項（熱損失防止改修（区分所有
 外の家屋）
 地方税法附則第 条第 項（熱損失防止改修（区分所有
 の家屋）
 地方税法附則第 条第 項（特定熱損失防止改修（区分
 所有家屋以外の家屋）
 地方税法附則第 条第 項（特定熱損失防止改修（区分
 所有家屋以外の家屋））」

に、
 所有家屋以外の家屋）」

所有家屋）」

「

添付書類	☐ 国・県からの補助金等の名称及び金額を確認できる書類 ☐ 熱損失防止改修工事証明書 ☐ 省エネルギー改修工事完了年月日を確認できる書類
------	---

」

を

添付書類	熱損失防止改修(省エネルギー改修) 住宅	☐ 増改築等工事証明書 ☐ 国・県からの補助金等の名称及び金額を確認できる書類
	特定熱損失防止改修(省エネルギー改修) 住宅	☐ 長期優良住宅建築等計画の認定通知書の写し ☐ 長期優良住宅建築等計画の変更認定通知書の写し ☐ 認定計画実施者の地位の承継に係る承認通知書の写し ☐ 増改築等工事証明書 ☐ 国・県からの補助金等の名称及び金額を確認できる書類

に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成30年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第32条第2項、第33条第62号及び第62号の4、第22号様式の2、第62号様式並びに第62号様式の4の改正規定並びに附則第3項及び附則第4項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正前の名古屋市市税条例施行細則（以下「旧規則」という。）第1号様式（その1）又は第1号様式（その3）に基づいて発行された徴税吏員証票でこの規則の施行の際現に効力を有するものは、その有効期間中に限り、新規則の規定に基づく徴税吏員証票とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に旧規則の規定に基づいて提出されている申告書は、新規則の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 4 この規則の施行の際現に旧規則の規定に基づいて作成されている用紙は、新規則の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

名古屋市営路外駐車場条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 1 月31日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第 5 号

名古屋市営路外駐車場条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市営路外駐車場条例施行細則（昭和41年名古屋市規則第91号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項の表中

「

名古屋市営久屋駐車場	280円
------------	------

を

「

名古屋市営久屋駐車場	300円
------------	------

に改め、同表

備考中第 2 項を第 3 項とし、第 1 項の次に次の 1 項を加える。

- 2 名古屋市営久屋駐車場にあっては、平日の入出庫の取扱い時間内において、1 回の駐車に係る料金が1,500円を超える場合における料金は、

1,500円とする。

第3条第2項の表中

「

名古屋市営 久屋駐車場	30分券	1冊 2,800円
名古屋市営 大須駐車場	200円券	1冊 2,000円
	300円券	1冊 3,000円
名古屋市営 古沢公園駐 車場	30分券	1冊 2,000円

を」

「

名古屋市営 久屋駐車場	300円券	1冊 3,000円
名古屋市営 大須駐車場	200円券	1冊 2,000円
	300円券	1冊 3,000円
名古屋市営 古沢公園駐 車場	200円券	1冊 2,000円

に改め、同条第3項の表中」

「

名古屋市営久屋駐車場	51,000円	41,000円	31,000円
------------	---------	---------	---------

」

を

「

名古屋市営久屋駐車場	48,600円	33,750円	31,000円
------------	---------	---------	---------

」

に改める。

第1号様式（その1）を削り、第1号様式（その2）中「名古屋市営大須駐車場」を「名古屋市営 駐車場」に改め、同様式備考第2項を次のよう

に改め、同様式を第 1 号様式とする。

- 2 地紋及び市き章は、名古屋市営久屋駐車場にあつては青色、名古屋市営大須駐車場の200円券にあつては赤色、名古屋市営大須駐車場の300円券にあつては紺色、名古屋市営古沢公園駐車場にあつては緑色とし、字体は黒とする。

第 2 号様式備考第 3 項中「裏面磁性面（名古屋市営大須駐車場にあつては、表面磁性面）」を「表面磁性面」に改め、同様式備考第 4 項中「縦8.5センチメートル、横5.8センチメートル（名古屋市営大須駐車場にあつては、縦8.6センチメートル、横5.4センチメートル）」を「縦8.6センチメートル、横5.4センチメートル」に改める。

第 3 号様式備考第 2 項中「、地色は白色とし」を削る。

第 4 号様式備考第 1 項を次のように改める。

- 1 用紙は磁気紙を用い、中央に市き章を配する。

附 則

- 1 この規則は、平成30年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の名古屋市営路外駐車場条例施行細則（以下「新規則」という。）の規定に基づく普通回数駐車券、夜間回数駐車券及び定期駐車券の発行その他の行為は、施行日前においても行うことができる。
- 3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の名古屋市営路外駐車場条例施行細則（以下「旧規則」という。）第 3 条第 2 項の規定に基づいて発行されている普通回数駐車券（以下「旧普通回数駐車券」という。）及び夜間回数駐車券（以下「旧夜間回数駐車券」という。）は、施行日以後は、名古屋市営久屋駐車場及び名古屋市営古沢公園駐車場においてこれを使用することができない。ただし、次に定めるところにより、旧普通回数駐車券又は旧夜間回数駐車券と新規則第 3 条第 2 項の規定による普通回数駐車券（以下「新普通回数駐車券」という。）又は夜間回数駐車券（以下「新夜間回数駐車券」という。）との引換えを受けることができる。

(1) 引換期間

平成30年 4 月 1 日から平成35年 3 月31日まで

(2) 引換場所

旧普通回数駐車券又は旧夜間回数駐車券に記載された駐車場

(3) 回数駐車券の種類に応じ次に定める引換方法

ア 名古屋市営久屋駐車場にあつては、旧普通回数駐車券の券片 1 枚につき20円を徴収して新普通回数駐車券 1 枚を、旧普通回数駐車券 1 冊につき200円を徴収して新普通回数駐車券 1 冊をそれぞれ交付する。

イ 名古屋市営古沢公園駐車場にあつては、旧普通回数駐車券の券片 1 枚につき新普通回数駐車券 1 枚を交付する。

ウ 旧夜間回数駐車券の券片 1 枚につき新夜間回数駐車券 1 枚を交付する。

4 この規則の施行の際現に旧規則に基づいて交付されている駐車整理券は、新規則の規定に基づいて交付されたものとみなす。

5 名古屋市営路外駐車場条例施行細則の一部を改正する規則（平成27年名古屋市規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

附則第 3 項中第 2 号を第 3 号とし、第 1 号を第 2 号とし、同号の前に次の 1 号を加える。

(1) 引換期間

平成30年 4 月 1 日から平成35年 3 月31日まで

名古屋市営住宅条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成30年 1 月31日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第 6 号

名古屋市営住宅条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

名古屋市営住宅条例の一部を改正する条例（平成29年名古屋市条例第21号）中別表の改正規定のうち楠荘及びシティ・ライフ星ヶ丘の項を改める部分の施行期日は、平成30年 2 月 1 日とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

名古屋市営住宅条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 1 月31日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第 7 号

名古屋市営住宅条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市営住宅条例施行細則（平成 9 年名古屋市規則第 114 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 1 公営住宅の表中

「

楠 荘	千種区自由ヶ丘 2 丁目	中層 耐火	5 階建	平成 5 年度	209
シティ・ ライフ星 ヶ丘	千種区星が丘山手	高層 耐火	7 階建 (併存)	平成 7 年度	6

を

」

楠 荘	千種区自由ヶ丘 2 丁 目	中層 耐火	5 階建	平成 5 年度	209	に
-----	------------------	----------	------	---------	-----	---

改める。

別表第 3 1 公営住宅に付随する駐車場の表成願寺荘の項中

東 A 1 号から東 A 34 号 まで、東 A 37 号から東 A 139 号まで、東 B 2 号から東 B 20 号まで、 西 A 1 号から西 A 30 号 まで及び西 B 1 号から 西 B 55 号まで	を	東 A 1 号から東 A 13 号 まで、東 A 15 号から東 A 23 号まで、東 A 25 号 から東 A 28 号まで、東 A 30 号から東 A 34 号ま で、東 A 42 号から東 A 52 号まで、東 A 54 号か ら東 A 74 号まで、東 A 76 号から東 A 81 号ま で、東 A 83 号から東 A 88 号まで、東 A 90 号か ら東 A 97 号まで、東 A 99 号から東 A 106 号ま で、東 A 108 号から東 A 113 号まで、東 A 115 号から東 A 123 号 まで、東 A 125 号から 東 A 139 号まで、東 B 2 号から東 B 5 号ま で、東 B 7 号から東 B 11 号まで、東 B 15 号か ら東 B 18 号まで、西 A 1 号から西 A 30 号まで	に改め、
---	---	--	------

及び西 B 1 号から西 B
55号まで

同表大生荘の項中

「

7 号、8 号、13号及び
16号から83号まで

を

「

3 号、7 号、8 号、13
号及び15号から83号ま
で

に改め、

」

」

同表浦里荘の項中

「

1 号から 174 号まで

を

「

1 号から41号まで、43
号から50号まで、52号
から66号まで及び68号
から 174 号まで

に改め、

」

」

同表緑黒石荘の項中

「

1 号から 133 号まで

を

「

1 号から33号まで、36
号、37号、39号から59
号まで、61号から70号
まで、72号から91号ま
で、93号から 117 号ま
で及び 119 号から 133
号まで

に改め、

」

」

同表南浦里荘の項中

「

1 号から51号まで

を

2 号から18号まで及び
20号から51号まで

」に改め、

同表森の里荘の項中

「

3 号から 106 号まで、
145 号から 921 号まで
及び 926 号から1030号
まで

を

3 号から 106 号まで、
145 号から 167 号ま
で、 170 号から 198 号
まで、 200 号から 220
号まで、 222 号から
234 号まで、 236 号か
ら 248 号まで、 250 号
から 252 号まで、 254
号から 612 号まで、
614 号から 645 号ま
で、 647 号から 657 号
まで、 659 号から 682
号まで、 684 号から
697 号まで、 699 号か
ら 718 号まで、 720 号
から 728 号まで、 730
号から 736 号まで、
738 号から 921 号まで
及び 926 号から1030号
まで

」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成30年 2 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は公布

の日から、別表第3 1 公営住宅に付随する駐車場の表の改正規定中大生荘の項を改める部分は同年4月1日から施行する。

- 2 この規則の規定により新たに公用開始する駐車場を使用させるために必要な手続その他の行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

名古屋市告示第53号

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく措置管理区域の指定の解除について

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年名古屋市条例第15号）第58条第4項の規定に基づき、措置管理区域の指定を次のとおり解除します。

平成30年 1月31日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定を解除する区域

平成29年名古屋市告示第 588号により指定した区域の一部（詳細は、別紙のとおり）

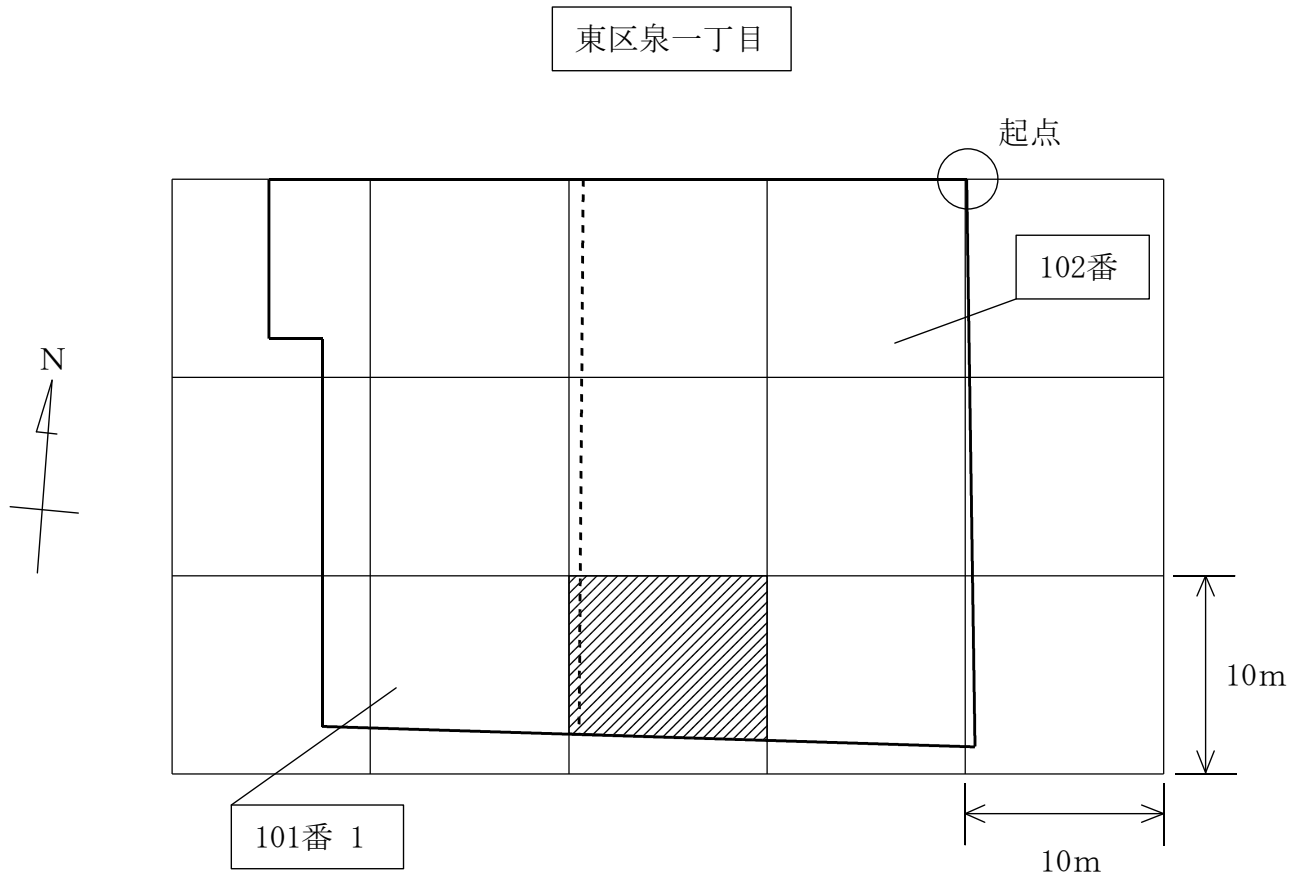
2 指定する事由がなくなった特定有害物質の種類

砒^ひ素及びその化合物（土壌溶出量基準）

3 当該措置管理区域において講じられた汚染の除去等の措置

土壌汚染の除去（基準不適合土壌の掘削による除去）

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課



凡例

- : 調査対象地 - - - - - : 筆の境界
- ▨ : 措置管理区域の指定を解除する区域（砒素及びその化合物（土壌溶出量基準不適合））

名古屋市告示第54号

環境影響評価方法書について

名古屋市環境影響評価条例（平成10年名古屋市条例第40号）第9条第1項の規定に基づき、事業者から名古屋市南陽工場設備更新事業に係る環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）の提出がありましたので、同条例第10条の規定に基づき、次のとおり告示するとともに、この方法書及びその内容を要約した書類（以下「方法書要約書」という。）の写しを公衆の縦覧に供します。

平成30年 1 月31日

名古屋市長 河 村 た か し

1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名古屋市

名古屋市長 河村たかし

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

2 対象事業の名称及び種類

名古屋市南陽工場設備更新事業

廃棄物処理施設の建設

3 対象事業の実施予定地

名古屋市港区藤前二丁目101番地

4 方法書の提出年月日

平成30年 1 月23日（火）

5 方法書及び方法書要約書の縦覧の場所、期間及び時間

(1) 縦覧場所

ア 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課（以下「地域環境対策課」という。）

(名古屋市役所東庁舎 5 階)

イ 名古屋市港区港明一丁目12番20号

港区役所

ウ 名古屋市港区春田野三丁目1801番地

港区役所南陽支所 (以下「南陽支所」という。)

エ 名古屋市中区栄一丁目23番13号

名古屋市環境学習センター事務室 (以下「環境学習センター」という。)

(伏見ライフプラザ内)

オ 名古屋市港区野跡四丁目11番地 2 号

名古屋市野鳥観察館 (以下「野鳥観察館」という。)

(稲永公園内)

(2) 縦覧期間

平成30年 1 月31日 (水) から同年 3 月 1 日 (木) まで。ただし、地域環境対策課、港区役所及び南陽支所にあつては日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律 (昭和23年法律第178号) に規定する休日 (以下「祝日法による休日」という。) を、環境学習センターにあつては月曜日 (祝日法による休日が月曜日に当たるときは、その直後の祝日法による休日でない日) を、野鳥観察館にあつては月曜日 (祝日法による休日が月曜日に当たるときは、その直後の祝日法による休日でない日) 及び 2 月21日を除きます。

(3) 縦覧時間

ア 地域環境対策課、港区役所及び南陽支所

午前 8 時45分から午後 5 時15分まで

イ 環境学習センター

午前 9 時30分から午後 5 時00分まで

ウ 野鳥観察館

午前 9 時00分から午後 4 時30分まで

6 環境の保全の見地からの意見の提出

方法書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、次のとおり当

該意見を提出することができます。

(1) 提出期限

平成30年 3 月16日（金）

(2) 提出先

地域環境対策課

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号

電子メールアドレス：asesu-iken@kankyokyoku.city.nagoya.lg.jp

(3) 記載事項

ア 意見を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ 意見の提出の対象である方法書の名称

ウ 方法書についての環境の保全の見地からの意見（日本語により意見の理由を含めて記載）

(4) 提出方法

ア 郵送

イ 持参

ウ 電子メール

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第55号

自転車等放置禁止区域の変更

名古屋市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和63年名古屋市条例第40号）
第9条第4項の規定により、自転車等放置禁止区域を次のとおり変更します。

平成30年 2月 1日

名古屋市長 河 村 た か し

自転車等放置禁止区域の変更

変更年月日	名称	位置	区域
平成30年 3月 1日	伏屋自転車等放置禁止区域	中川区助光一丁目、伏屋二丁目、伏屋三丁目及び伏屋四丁目	別図のとおり

名古屋市緑政土木局路政部自転車利用課



名古屋市告示第56号

市営住宅入居希望者の公募及び入居者決定の抽せん

名古屋市営住宅条例（昭和29年名古屋市条例第25号。以下「住宅条例」という。）第4条第1項の規定により、市営住宅に入居を希望する者を次のとおり公募します。

なお、住宅条例第8条第1項の規定による選考の結果入居申込者数が公募戸数を超えた場合には、同条第2項の規定により、入居者決定の抽せんを行います。

平成30年 2月 1日

名古屋市長 河 村 た か し

第 1 市営住宅・一般向け

1 申込みの資格

- (1) 市内に居住しているか、又は市内に勤務場所を有すること。
- (2) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の予約者で平成30年 8月31日までに全員で入居できるもの及び事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）があること。
- (3) 住宅条例第5条第1項第3号に規定する基準の収入（改良住宅にあつては、住宅条例第42条第5項において読み替えられた収入）があつて、独立の生計を営み、住宅条例に基づいて定める家賃及び敷金を支払う能力があること。
- (4) 現に住宅に困窮していることが明らかであること。
- (5) 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (6) 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が市営住宅又は定

住促進住宅に入居していた者であって、未納の家賃又は損害賠償金があるものでないこと。

- (7) 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が住宅条例第34条第1項（第1号、第3号、第4号及び第5号に該当するときに限る。）又は名古屋市定住促進住宅条例（平成6年名古屋市条例第46号。以下「定住条例」という。）第20条第1項（第1号、第3号、第4号及び第5号に該当するときに限る。）の規定による明渡しの請求を受けて市営住宅又は定住促進住宅を明け渡した者であって、その明渡しの日の翌日から起算して3年（ただし、住宅条例第20条の2又は定住条例第16条の2の規定に違反したことにより明渡請求を受けた者にあつては10年、そのうち高齢者、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として住宅条例第5条第2項で定める者にあつては5年）を経過しないものがないこと。
- (8) 原則として、保証人1名を立てることができること。

2 申込み用紙の交付

(1) 場所

各区役所及び各区役所支所並びに名古屋市住宅供給公社管理部管理第一課、各方面事務所及び住まいの窓口

(2) 日時

ア 各区役所及び各区役所支所

平成30年2月16日（金）から同月28日（水）までの午前8時45分から午後5時15分まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成3年名古屋市条例第36号）第2条第1項に規定する本市の休日（以下「名古屋市の休日」という。）を除く。

イ 名古屋市住宅供給公社管理部管理第一課及び各方面事務所

平成30年2月16日（金）から同月28日（水）までの午前8時45分から午後5時15分（木曜日にあつては、午後7時00分）まで。ただし、名古屋市の休日を除く。

ウ 住まいの窓口

平成30年2月16日（金）から同月28日（水）までの午前10時00分か

ら午後 7時00分まで。ただし、木曜日及び第 4水曜日を除く。

3 申込みの受付

(1) 方法

郵送による。

(2) 期間

平成30年 2月19日（月）から同月28日（水）まで。ただし、期間内の
消印のあるものは有効とする。

4 抽せん

(1) 場所

名古屋市東区大幸南一丁目 1番10号 カルポート東 4階
東文化小劇場 4階ホール

(2) 日時

平成30年 3月20日（火）午前10時00分

5 公募予定戸数

(1) 公営住宅

空家住宅 231戸

(2) 改良住宅

空家住宅 2戸

第 2 市営住宅・子育て・若年向け

1 申込みの資格

第 1の一般向けと同じ申込み資格を有し、かつ、世帯員に中学校修了前
の子がいる又は35歳以下の夫婦のみからなる世帯

2 申込み用紙の交付

第 1の一般向けと同じ。

3 申込みの受付

第 1の一般向けと同じ。

4 抽せん

第 1の一般向けと同じ。

5 公募予定戸数

公営住宅

空家住宅 155戸

第 3 市営住宅・多家族・多子世帯向け

1 申込みの資格

第 1の一般向けと同じ申込み資格を有し、かつ、世帯員総数 5人以上の世帯又は18歳未満の子を 3人以上含む世帯

2 申込み用紙の交付

第 1の一般向けと同じ。

3 申込みの受付

第 1の一般向けと同じ。

4 抽せん

第 1の一般向けと同じ。

5 公募予定戸数

公営住宅

空家住宅 16戸

第 4 市営住宅・単身者向け

1 申込みの資格

第 1の一般向けの資格のうち (1)及び (3)から (8)までの資格を有し、かつ、次のいずれかに該当する者。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時介護を必要とし、かつ、これを受けることができない者を除く。

(1) 60歳以上の者

(2) 身体障害者手帳の交付を受けている者でその程度が 1級から 4級までのもの

(3) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者でその程度が 1級から 3級までのもの

(4) 愛護手帳の交付を受けている者でその程度が 1度から 4度までのもの

(5) 障害福祉サービス受給者証又は地域相談支援受給者証の所持者でその

障害種別が 4又は 5のもの

- (6) 戦傷病者手帳の交付を受けている者でその障害の程度が恩給法（大正12年法律第48号）の特別項症から第 6項症までのもの及び第 1款症のもの
- (7) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成 6年法律第 117号）第11条第 1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- (8) 生活保護法（昭和25年法律第 144号）第 6条第 1項に規定する被保護者
- (9) 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して 5年を経過していないもの
- (10) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第 2条に規定するハンセン病療養所入所者等
- (11) 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第 7条第 1項の規定による支給認定を受けている者
- (12) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第 1条第 2項に規定する被害者又は同法第28条の 2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で次のア又はイのいずれかに該当するもの
 - ア 同法の規定による一時保護又は同法の規定による保護が終了した日から起算して 5年を経過しない者
 - イ 同法の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して 5年を経過しないもの
- (13) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第 127号）附則第 4条第 1項に規定する支援給付及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第 106号）附則第 2条第 2項の規定によりなお従前の例によることとされた支援給付を含

む。)を受けている者

2 申込み用紙の交付

第 1の一般向けと同じ。

3 申込みの受付

第 1の一般向けと同じ。

4 抽せん

第 1の一般向けと同じ。

5 公募予定戸数

(1) 公営住宅

空家住宅 119戸

(2) 改良住宅

空家住宅 2戸

第 5 市営住宅・多回数落せん者世帯向け

1 申込みの資格

第 1の一般向けと同じ申込み資格を有し、かつ、次の各号に定める条件を満たす者

(1) 平成23年度第 4回一般募集から平成29年度第 3回一般募集までの落せん回数が20回以上であること。

(2) 申込世帯員の中に65歳以上の者を含むこと。

(3) 市営住宅等（名古屋市が供給する住宅及び県営住宅など名古屋市以外の事業主体が供給する住宅）の入居者でないこと。

2 申込み用紙の交付

第 1の一般向けと同じ。

3 申込みの受付

第 1の一般向けと同じ。

4 抽せん

第 1の一般向けと同じ。

5 公募予定戸数

公営住宅

空家住宅 3戸

第 6 市営住宅・多回数落せん者単身者向け

1 申込みの資格

第 4の単身者向けと同じ申込み資格を有し、かつ、次の各号に定める条件を満たす者

- (1) 平成23年度第 4回一般募集から平成29年度第 3回一般募集までの落せん回数が20回以上であること。
- (2) 65歳以上であること又は第 4の単身者向けの資格のうち (2) から (13) までのいずれかの資格を有すること。
- (3) 市営住宅等（名古屋市が供給する住宅及び県営住宅など名古屋市以外の事業主体が供給する住宅）の入居者でないこと。

2 申込み用紙の交付

第 1の一般向けと同じ。

3 申込みの受付

第 1の一般向けと同じ。

4 抽せん

第 1の一般向けと同じ。

5 公募予定戸数

(1) 公営住宅

空家住宅 9戸

(2) 改良住宅

空家住宅 1戸

第 7 市営住宅・高齢者向け改善住宅・世帯向け

1 申込みの資格

第 1の一般向けと同じ申込み資格を有し、かつ、申込み世帯員全員（申込者の配偶者を除く。）の年齢が60歳以上であること。

2 申込み用紙の交付

第 1の一般向けと同じ。

3 申込みの受付

第 1の一般向けと同じ。

4 抽せん

第 1の一般向けと同じ。

5 公募予定戸数

公営住宅

空家住宅 1戸

第 8 市営住宅・高齢者向け改善住宅・単身者向け

1 申込みの資格

第 4の単身者向けと同じ申込み資格を有する60歳以上の単身者

2 申込み用紙の交付

第 1の一般向けと同じ。

3 申込みの受付

第 1の一般向けと同じ。

4 抽せん

第 1の一般向けと同じ。

5 公募予定戸数

公営住宅

空家住宅 2戸

名古屋市住宅都市局住宅部住宅管理課

名古屋市告示第57号

道路に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、平成30年2月2日から供用を開始します。

その関係図面は、名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課において告示の日から2週間、一般の縦覧に供します。

平成30年2月2日

名古屋市長 河村 たかし

道路の区域変更及び供用開始

道路 の 種類	整理 符号	路 線 名	道 路 の 区 域				摘 要
			区 間	変更 の前 後別	延 長 キロメートル	幅 員 メートル	
市道	A	村上町線	名古屋市瑞穂区竹田町2丁目15番の15地先から	前	0.024	2.57 ～ 2.95	第 1 図 第 附 図
			名古屋市瑞穂区竹田町2丁目15番の16地先まで	後	0.024	3.36 ～ 3.38	
		竹田町線支線第3号	名古屋市瑞穂区竹田町2丁目15番の15地先から	前	0.024	2.57 ～ 2.95	
			名古屋市瑞穂区竹田町2丁目15番の16地先まで	後	0.024	3.36 ～ 3.38	
	A	港明町2・3丁目線第1号	名古屋市港区港明二丁目206番地先から	前	0.046	14.54	第 2 図 第 附 図
			名古屋市港区港明二丁目205番の1地先まで	後	0.046	15.50	
	B	津金港明線第1号	名古屋市港区港明二丁目108番の1地先から	前	0.221	5.45	
			名古屋市港区港明二丁目206番地先まで	後	0.221	7.00 ～ 7.32	

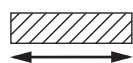
	A	鳴海町第50号線	名古屋市緑区鳴海町字清水寺6番の1地先から	前	0.022	平均 0.90	第 3 附 図
			名古屋市緑区鳴海町字清水寺6番の2地先まで	後	0.022	3.98 ～ 4.27	
	B	鳴海町第122号線	名古屋市緑区鳴海町字清水寺6番の6地先から	前	0.032	平均 0.90	
			名古屋市緑区鳴海町字清水寺6番の9地先まで	後	0.032	2.87 ～ 2.90	

名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課

第1 附図

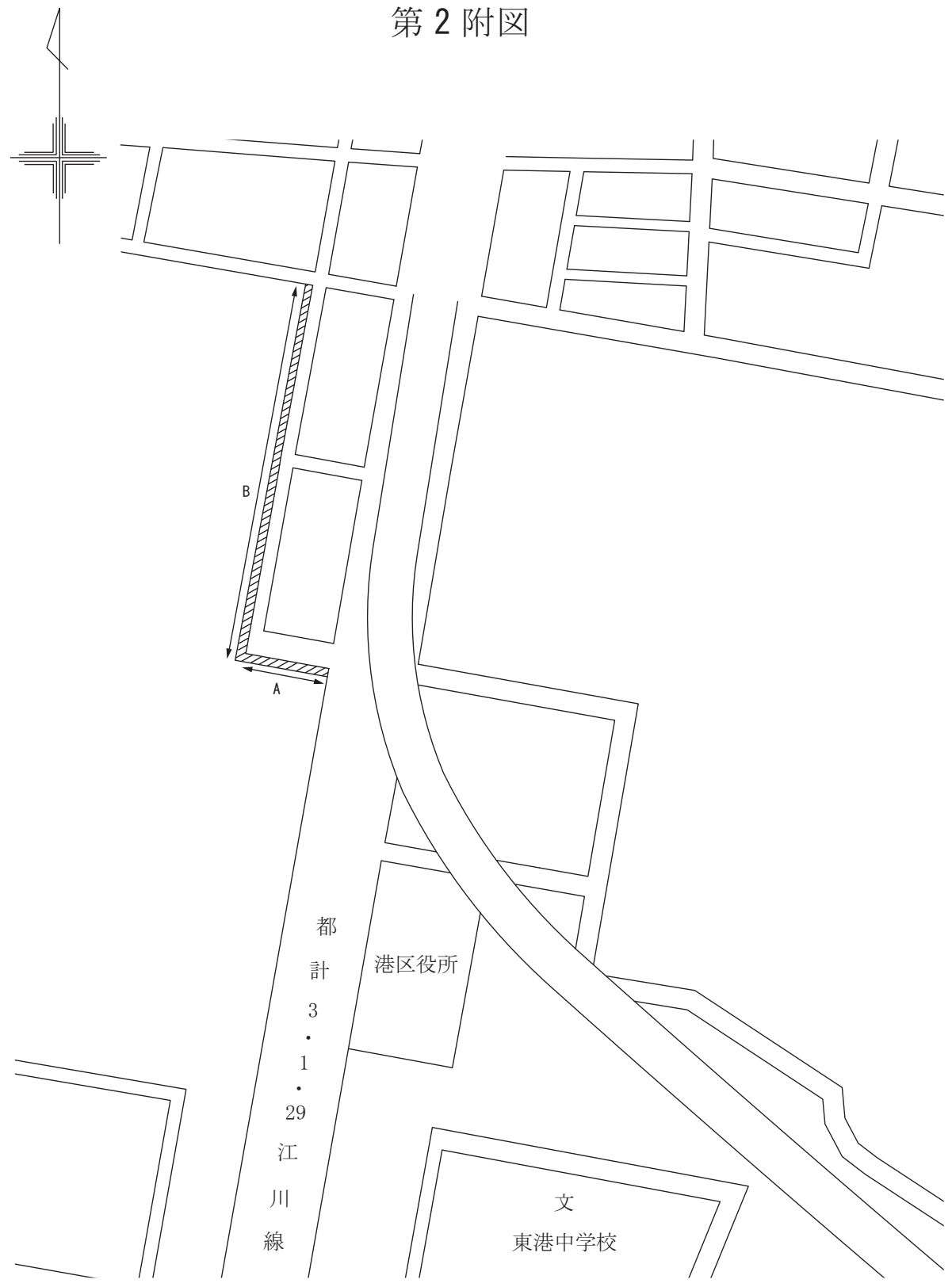


凡 例

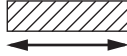


区域変更により道路の区域
とし供用開始する部分

第 2 附図



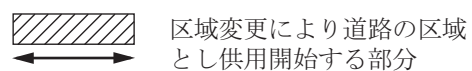
凡 例

 区域変更により道路の区域
とし供用開始する部分

第3 附図



凡 例



名古屋市教育委員会告示第 2号

教育委員会定例会の開催について

平成30年 2月 9日午後 2時00分教育委員会室において教育委員会定例会を開催し次の議件を付議します。

平成30年 2月 2日

名古屋市教育委員会教育長 杉 崎 正 美

請願審査について

名古屋市立小学校の通学区域の変更について

第 2期名古屋市スポーツ推進計画の策定について

名古屋市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める
条例の制定について

名古屋市志段味古墳群歴史の里条例の制定について

平成30年度当初予算について

契約の締結について

名古屋市教育委員会表彰について

名古屋市教育委員会事務局総務部総務課

名古屋市病院局管理規程第 2号

名古屋市立東部医療センター病院処務規程（平成25年名古屋市病院局管理規程第17号）の一部を次のように改正する。

平成30年 2月 1日

名古屋市病院局長 大 原 弘 隆

第 2条中「臨床研修センター」を「臨床研修センター
救命救急センター」に改める。

第 3条臨床研修センターの項の次に次のように加える。

救命救急センター

(1) 救命救急センターの運営に関すること。

第 4条第 2項中「及び臨床研修センター」を「、臨床研修センター及び救命救急センター」に改める。

附 則

この規程は、平成30年 2月 1日から施行する。

名古屋市病院局管理規程第 3号

名古屋市病院局職員の宿日直手当に関する規程（平成20年名古屋市病院局管理規程第32号）の一部を次のように改正する。

平成30年 2月 1日

名古屋市病院局長 大 原 弘 隆

第 5条第 1項第 1号中「又は」を「、第 3次救急医療体制下若しくは」に改め、「の診療」の次に「又は東部医療センター集中治療センター若しくは東部医療センター東病棟 1階高度治療室での重症患者等の診療」を加え、同条に次の 1項を加える。

- 4 前 3項の規定にかかわらず、東部医療センターにおいて日直勤務又は宿直勤務をした医師が、当該勤務中に救急の外来患者の診療（分べん業務を除く。）に従事し、当該診療に係る患者の入院の指示を行った場合（複数の医師が該当する場合は主として入院の指示を行った医師に限る。）又は当該診療に係る患者の入院の受入れを行った場合（複数の医師が該当する場合は主として入院の受入れを行った医師に限る。）に支給する宿日直手当の額は、前 3項の規定による額に 5,000円を加算した額とする。

附 則

この規程は、平成30年 2月 1日から施行する。

名古屋市病院局管理規程第 4号

名古屋市病院局職員の特殊勤務手当に関する規程（平成20年名古屋市病院局管理規程第31号）の一部を次のように改正する。

平成30年 2月 1日

名古屋市病院局長 大 原 弘 隆

第 8条の 2第 1項中「平成20年名古屋市病院局管理規程第26号」の次に「。以下「管理職手当規程」という。」を、「職にある職員」の次に「又は東部医療センターに勤務する職員」を、「看護師等」の次に「又は東部医療センターに勤務する診療放射線技師、臨床工学技士、臨床検査技師、診療放射線技師補、臨床工学技士補若しくは臨床検査技師補（以下「東部医療センターに勤務する診療放射線技師等」という。）」を加え、同条第 2項中「額は、」の次に「管理職手当規程別表第 1に掲げる職にある」を、「とし」の次に「、東部医療センターに勤務する医師又は歯科医師（管理職手当規程別表第 1に掲げる職にある職員を除く。）が業務に従事した場合にあっては勤務 1回につき 3,000円とし」を、「看護師等」の次に「又は東部医療センターに勤務する診療放射線技師等」を加える。

附 則

この規程は、平成30年 2月 1日から施行する。

名古屋市病院局管理規程第 5号

名古屋市病院局職員の勤務時間の特例等に関する規程（平成20年名古屋市病院局管理規程第20号）の一部を次のように改正する。

平成30年 2月 1日

名古屋市病院局長 大 原 弘 隆

別表中「又は第 2次救急医療体制下において」を「、第 3次救急医療体制下若しくは第 2次救急医療体制下における」に改め、「の診療業務」の次に「又は東部医療センター集中治療センター若しくは東部医療センター東病棟 1階高度治療室での重症患者等の診療業務」を加える。

附 則

この規程は、平成30年 2月 1日から施行する。

名古屋市病院局管理規程第 6号

名古屋市病院局職員の給与に関する規程（平成20年名古屋市病院局管理規程第23号）の一部を次のように改正する。

平成30年 2月 1日

名古屋市病院局長 大 原 弘 隆

別表第 7 級別基準職務表 3 企業職給料表(3)級別基準職務表 2級の項中「市立病院の」の次に「センター長若しくは」を加える。

附 則

この規程は、平成30年 2月 1日から施行する。

名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定公告

名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第54号）第5条の規定により、次のように名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第17条第1号の規定により公告する。

平成30年 1月31日

名古屋市上下水道局長 丹 羽 吉 彦

指定した指定給水装置工事事業者

指定番号	名 称	代表者	所 在 地	指定年月日
第 871号	(株)マサキ 設備	祖父江 正 樹	愛知県丹羽郡大口町 大字小口字下之段11 - 4	平成29年12月 1日
第1404号	(株)V I P クリエイ ト	加藤 良和	名古屋市中川区松重 町 3番10号	平成29年12月13日

名古屋市上下水道局経営本部営業部営業課

名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の廃止公告

名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第54号）第9条第3項の規定により、名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者から次のように事業の廃止の届出があったので、同規程第17条第2号の規定により公告する。

平成30年 1月31日

名古屋市上下水道局長 丹 羽 吉 彦

事業を廃止した指定給水装置工事事業者

指定番号	名 称	代表者	所 在 地	廃止年月日
第 871号	マサキ設備	祖父江 正樹	愛知県丹羽郡扶桑町 大字高雄字覚王寺前 45番地 2	平成29年12月 1日

名古屋市上下水道局経営本部営業部営業課

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の指定公告

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第61号）第3条の規定により、次のように名古屋市上下水道局指定排水設備工事店を指定したので、同規程第22条第1項第1号の規定により公告する。

平成30年 1月31日

名古屋市上下水道局長 丹 羽 吉 彦

指定した指定排水設備工事店

指定番号	名 称	代表者	所 在 地	指定年月日
第 871号	(株)マサキ 設備	祖父江 正 樹	愛知県丹羽郡大口町 大字小口字下之段11 - 4	平成29年12月 1日

名古屋市上下水道局経営本部営業部営業課

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の廃止公告

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第61号）第7条第3項の規定により、名古屋市上下水道局指定排水設備工事店から次のように事業の廃止の届出があったので、同規程第22条第1項第3号の規定により公告する。

平成30年 1月31日

名古屋市上下水道局長 丹 羽 吉 彦

事業を廃止した指定排水設備工事店

指定番号	名 称	代表者	所 在 地	廃止年月日
第 871号	マサキ設備	祖父江 正樹	愛知県丹羽郡扶桑町 大字高雄字覚王寺前 45番地 2	平成29年12月 1日

名古屋市上下水道局経営本部営業部営業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第 5条第 1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第 4項により同法第 6条第 2項の規定による届出とみなし次のとおり公告します。

平成30年 2月 2日

名古屋市長 河 村 た か し

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

スポーツデポ山王・ゴルフ 5山王店

名古屋市中川区山王二丁目 305番 1 ほか23筆

2 変更しようとする事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場	収容台数	
	変更前	変更後
B棟 1階駐車場①	24台	変更なし
B棟西側平面駐車場②	2台	6台
A棟 2階駐車場③	95台	変更なし
A棟 3階駐車場④	101台	変更なし
A棟R階駐車場⑤	45台	41台
計	267台	変更なし

駐車場の位置については、縦覧によります。

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐輪場	収容台数	
	変更前	変更後
B棟西側駐輪場	14台	変更なし

駐輪場の位置については、縦覧によります。

(3) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等保管施設	容量	
	変更前	変更後
B棟西側廃棄物等保管施設	27.0m ³	—

A棟南側廃棄物等保管施設①	—	21.9m ³
A棟南西側廃棄物等保管施設②	—	8.6m ³
計	27.0m ³	30.5m ³

(4) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者	変更前		変更後	
	開店時刻	閉店時刻	開店時刻	閉店時刻
(株)アルペン	午前10時00分	午後 9時00分	変更なし	午後 9時30分

(5) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場	変更前	変更後
B棟 1階駐車場①	午前 9時30分から午後 9時30分まで	午前 6時30分から午後12時00分まで
B棟西側平面駐車場②		
A棟 2階駐車場③		
A棟 3階駐車場④		
A棟R階駐車場⑤		午前 6時30分から午後10時00分まで

3 大規模小売店舗を設置する者及びこの大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(1) 設置者

名 称	代表者の氏名	住 所
(株)アルペン	代表取締役 水野 敦之	名古屋市中区丸の内二丁目 9番40号

(2) 小売業者

名 称	代表者の氏名	住 所
(株)アルペン	代表取締役 水野 敦之	名古屋市中区丸の内二丁目 9番40号

4 大規模小売店舗の変更をする日

平成30年 8月27日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

4,950平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の収容台数

上記2(1)で既述

(2) 駐輪場の収容台数

上記2(2)で既述

(3) 荷さばき施設の面積

21平方メートル

(4) 廃棄物等の保管施設の容量

上記2(3)で既述

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

上記2(4)で既述

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

上記2(5)で既述

(3) 駐車場の自動車の出入口の数

2箇所

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前 6時00分から午後10時00分まで

8 届出の日

平成29年12月26日

9 届出書等の縦覧場所

名古屋市市民経済局産業部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

中川区役所情報コーナー、中区役所情報コーナー及び熱田区役所情報コーナー

10 届出書等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

平成30年 2月 2日から同年 6月 4日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

- 11 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

- 12 意見書の提出期限及び提出先

平成30年 6月 4日 名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市市民経済局産業部地域商業課